

事務連絡
令和3年11月26日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省
健康局健康課予防接種室

予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について

令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条に規定する予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務に関する提案があり、病院の人事異動等により予防接種を行う医師が頻繁に変わるため、当該事務に係る負担が生じている旨の意見がありました（別添参照）。

これを踏まえ、当該公告に係る事務について、下記のとおりお示ししますので、関係機関等への周知をお願いします。

記

予防接種法施行令第4条に規定する予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務については、以下を踏まえつつ、貴管内における状況に応じて適宜御対応いただきたい。

- 市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事の要請（同条第1項）については、要請を行う時点において予防接種を行うことが確実な医師だけでなく、今後予防接種を行うことが想定される医師を含めて幅広く行うことも可能であること。
- 医師の氏名等の公告（同条第1項及び第2項）については、承諾や変更の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一定期間分を一括して行うことも可能であること。

【参考】予防接種法施行令（抄）

（予防接種を行う医師）

第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師

について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

- 2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があったとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

以上

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種を行う医師についての公告の廃止

提案団体

群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること

具体的な支障事例

市町村長等が行う予防接種について、協力する旨を承諾した医師が予防接種を行う場合、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとされており(予防接種法施行令第4条第1項)、また、公告した事項に変更等があった場合は速やかにその旨を公告しなければならない(同条第2項)とされている。

しかし、病院の人事異動等により予防接種を行う医師は頻繁に変わるため、予防接種を行う医師に係る公告の事務について、手間が生じている。

また、医師の氏名の公告は、必ずしもリアルタイムで更新できるものではないため(医療機関→市町村→県という流れで公告依頼が来るためタイムラグが生まれる)、古い情報が被接種者に伝わり混乱を招くおそれがある。以上を踏まえ、施行令第4条に基づく予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止することにより、事務負担を軽減いただきたい。

なお、被接種者にとっては、施行令第5条及び第6条により、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村及び医療機関の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

予防接種法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、神奈川県、川崎市、京都市、八尾市、高松市、宇和島市、高知県、福岡県、大村市、熊本市

○被接種者にとっては、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。

各府省からの第1次回答

予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは同条第3項に基づく予防接種は、市町村長または都道府県知事(以下「市町村長等」という。)が行うものであるが、接種の実施に当たり、予防接種法施行令第4条第1項に基づき、市町村長等の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うことも可能となっており、その場合は、当該医師の氏名等について公告することとされている。

被接種者にとっては、本公告が、法令に基づき、実施主体である市町村長等から適切に要請され承諾のあった医師であることの確認を行う唯一の方法であるとともに、同一医療機関に複数の医師がいる場合等において、承諾した医師のみが接種を行うことを公にするものであることから、予防接種法施行令第4条第1項に基づく医師の氏名等の公告は必要である。

なお、予防接種法第5条第1項に基づく定期接種は実施主体が市町村長となることから、公告も市町村長が行うこととなるため、都道府県知事による公告は不要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

被接種者の立場に立って考えると、どこで予防接種を受けられるのか、という場所さえ分かれば、当然に適切に市町村等から要請され承諾のあった医師(以下、「承諾医師」という。)から予防接種を受けられるものと思われるので、場所が分かれば十分であり、医師の氏名の公告により被接種者が大きな利益を享受するとは考えがたい。

また、承諾医師による予防接種を徹底するのであれば、被接種者に承諾医師の確認を委ねるのではなく、承諾医師及びその属する医療機関に対し、「承諾医師による接種」を行うよう注意喚起すれば足りる。

さらに、医師の氏名を公告することにより被接種者が受ける利益よりも、氏名の公告が必ずしもリアルタイムで更新できるものではないことから、被接種者に古い情報が伝わるおそれがあるという不利益の方が大きいと思われる。

公告に係る自治体職員の事務負担と被接種者が受ける利益の均衡が取れているとは言えず、業務効率化・自治体職員の負担軽減の観点から医師の氏名等の公告の廃止について柔軟に御検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

予防接種を行う医師の氏名等の公告については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

各府省からの第2次回答

予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは同条第3項に基づく予防接種は、市町村長または都道府県知事(以下「市町村長等」という。)が行うものであるが、接種の実施に当たり、予防接種法施行令第4条第1項に基づき、市町村長等の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うことも可能となっており、その場合は、当該医師の氏名等について公告することとされている。

被接種者にとっては、本公告が、法令に基づき、実施主体である市町村長等から適切に要請され承諾のあった医師であることの確認を行う唯一の方法であるとともに、同一医療機関に複数の医師がいる場合等において、承諾した医師のみが接種を行うことを公にするものであることから、予防接種法施行令第4条第1項に基づく医師の氏名等の公告は必要である。そのため、本公告を廃止することはできないが、公告に関する事務負担の軽減策について検討する。

なお、予防接種法第5条第1項に基づく定期接種は実施主体が市町村長となることから、公告も市町村長が行うこととなるため、都道府県知事による公告は不要である。